

保険者に連絡通知することや、各種の事業者団体を通して事業者の関係者にモデル事業等への積極的な参加を呼びかける等の方法が考えられる。

連携事業に関する情報伝達が同一の都道府県内においても偏っている場合がある。都市部における連携事業を効果的に推進していくには、情報の共有していける組織体制づくりを進めることが重要である。

(3) 保健所設置市等との連携

都道府県協議会においては、保健所設置市等に積極的に情報提供を行うとともに、事務局担当者との定期的な情報交換の機会を持つ等、連携を図っていく必要がある。また、関係者には、協議会へオブザーバー等として出席してもらう等工夫をしていく必要がある。

保健所設置市等では、独立して保健所機能を持つことから、連携事業を推進する第一線としての機能が期待される。そのため、都道府県からの情報提供が適切にされる必要がある。特に、保健所設置市等における情報の格差が認められることが多く、関係者が十分な情報収集を行うことも重要である。

特に、地域・職域連携推進事業実施要綱上、協議会は都道府県及び2次医療圏ごとに設置することとなっているため、都道府県及び都道府県保健所が連携事業を実施する際には、中核市及び特別区（以下、「中核市等」という。）と、相互に情報交換を行い、連携を図っていくことが期待される。

3. 職域関係者との連携の活性化

地域保健主体で構築された連携事業が、職域保健の中で積極的に活用されていくためには、事業者の理解を得るとともに、職域関係者が連携事業を活用しやすい次のような環境を整える必要がある。

(1) 労働関係部局の理解

労働関係部局の理解には、地域差が見られる。さらに、地域保健側から積極的に職域保健側へ働きかけ、連携事業の一般的な説明に加え、具体的な連携事業の成功事例等について具体的に説明し、連携事業に対する理解を得ることが必要である。

(2) 事業者・産業保健スタッフの理解

事業者や産業保健スタッフの理解が得られることにより、職域保健との連携事業は促進される。協議会は、連携事業における具体的な成功事例等を事業者や産業保健スタッフに提示する等の働きかけを積極的に行っていくことが求められる。

(3) 都道府県産業保健推進センターとの連携

都道府県産業保健推進センターは、産業保健スタッフ及び労務・厚生などの事業所担当者等を対象に、産業保健に関する専門的研修、相談、情報提供等を行っている。都道府県産業保健推進センターを活用し、連携事業に関する情報提供や広報を行うことで、職域関係者への連携事業に関する理解を促進することができる。また、都道府県産業保健推進センターと協議会の連携により研修の共同開催等を行うことで、研修内容の充実や対象者の拡大が期待される。